

第76号

平成29年6月

# 生鮮EDI

- 会長挨拶
- 平成29年度通常総会の概要
- まごわやさしい
- わが国卸売市場とEDIの役割（第5回）  
「現時点での卸売市場新制度の考察」



生鮮取引電子化推進協議会

## 「生鮮EDI」第76号 目次

	ページ
● 会長挨拶.....	1
● 平成29年度通常総会の概要 .....	3
● まごわやさしい.....	22
生鮮取引電子化推進協議会 事務局長 織田 哲雄	
● 【連載】わが国卸売市場とEDIの役割（第5回） 「現時点での卸売市場新制度の考察」 .....	28
卸売市場政策研究所 代表 細川 允史 氏	
● 巻末コラム.....	37
生鮮取引電子化推進協議会 事務局 田中 成児	
● 編集後記	

---

---

## 勇崎会長就任挨拶



生鮮取引電子化推進協議会

会長 勇崎 恒宏

(丸果札幌青果株式会社 代表取締役社長)

私こと、去る6月1日に開催されました生鮮取引電子化推進協議会の通常総会で会長に選任されました。経験豊かな鈴木会長の後任ということで躊躇するところがありましたが、いささかでもお役に立てるのであればとお引き受けした次第です。

ご承知のとおり、食品流通業界を取り巻く環境は、少子高齢化や人口減少が進む中で、国内需要の増大が望めない一方、消費者ニーズや小売業態は多様化し、それに伴って物流チャンネルも変化するなど、一昔と比べ大きく変わってきております。私達にはそうした環境の変化に対応して、引き続き安定的に食料品等を消費者にお届けすることが期待されているわけですが、今般成立した農業競争力強化法においては、「情報通信技術の活用」が農産物流通の合理化を実現するための施策として位置づけられたところです。また、今後、卸売市場制度についても、その見直し等が検討されると聞いております。その具体的内容はまだ分かりませんが、生鮮品の流通構造や取引形態などが変化し、一層競争の激しい時代を迎えるのではないかと思います。

そうした状況であればこそ、生鮮品の電子商取引は今後ますます必須のものとなってくるのではないかと、言い換えれば、EDIを導入しなければ、私達食品流通業者はこれからの激しい競争に乗り遅れてしまうのではないかと考えております。幸い、インターネット社会となったことで、EDI化を図るための条件は、以前とは比較にならないほど整ってきていると言えるかと思えます。生鮮取引電子化推進協議会としても、そうした動きに添えていくことが求められているのではないのでしょうか。

こうした重要な時期に会長をお引き受けしたわけですが、何分浅学の身ですので、副会長をはじめ会員の皆様のご指導とご協力をいただきながら重責を果たして参りたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

---

---

## 鈴木前会長退任挨拶



生鮮取引電子化推進協議会  
前会長 鈴木 邦之  
(横浜丸中青果株式会社取締役会長)

私は平成17年に前任の川田会長の後をお引き受けして以来、12年間当協議会の会長を務めて参りましたが、今般の役員改選を機に退任させていただき、後任の方に後を託すことといたしました。

私が会長に就任した当時は、生鮮4品を対象にした「標準商品コード」「EDI 標準メッセージ」など取引電子化のためのインフラが漸く整い、これで生鮮業界でも急速に EDI 化が進展するものと思われましたが、「発注に対して産地や数量などが変わる」「相場によって価格が変動する」「重量によって価格が決まる不定貫商品がある」など、グロサリー商材とは異なる生鮮特有の課題もあり、期待した程には進みませんでした。一方、小売業界が主体となって策定された流通 BMS が平成21年に登場したことで、川下からの EDI 化の動きが始まり、生鮮 EDI も新たなステージを迎えつつあると感じております。

我が国でも少子高齢化に伴い人口減少が進み、消費者の生活行動も変化する中で、生鮮品の流通構造も以前とは大きく変化してきており、従来のような取引の形態・方法だけではこうした変化に対応し切れなくなっているのはご存知のとおりです。また、インターネット環境が一般的になり、電子取引を展開する上でのツールも揃い、その料金やサービスなども格段に充実してきている今こそ、こうした好条件を活かして生鮮 EDI を広めていく好機ではないでしょうか。

当協議会も来年は設立20周年という節目の年を迎えますので、生鮮流通業界発展のためにより一層努めていただくことを期待しております。私も微力ながら後方支援を続けていく所存でおります。

最後に、皆様に12年という長きに亘りご協力いただきましたことに御礼申し上げ、退任のご挨拶とさせていただきます。

---

---

## 平成29年度 通常総会の概要

平成29年度通常総会を下記のとおり開催しましたので、その概要についてご報告いたします。

来賓には農林水産省 食料産業局 食品流通課 企画調査班の朝倉課長補佐、公益財団法人食品流通構造改善促進機構から馬場会長にご臨席いただき、ご挨拶を賜りました。

規約により鈴木会長が議長となり、議事次第に基づき議案審議を行い、各議案とも原案通り承認されました。また、今回の通常総会をもちまして鈴木会長は退任され、後任として丸果札幌青果株式会社の勇崎社長が新会長に就任されました。

なお、通常総会終了後、「食品表示制度の現状と今後について」と題して、消費者庁の吉井審議官による特別講演会を開催しました。

■日 時：平成29年6月1日（木）13：00～15：30

■会 場：浜松町東京會館「チェリールーム」  
東京都港区浜松町2-4-1 世界貿易センタービル 39階

■次 第

### 第1部 通常総会（13:00～13:50）

1. 開 会
2. 会長挨拶
3. 来賓挨拶
4. 議長の選出
5. 議事録署名人の選出
6. 議 案
  - 第1号議案 平成28年度事業報告及び収支決算報告について
  - 第2号議案 平成28年度繰越金処分について
  - 第3号議案 平成29年度事業計画及び収支予算について
  - 第4号議案 役員の改選について
  - 第5号議案 その他
7. 閉 会

< 休 憩 >（13：50～14：00）

### 第2部 特別講演会（14：00～15：30）

演 題：食品表示制度の現状と今後について  
講 師：消費者庁審議官 吉井 巧 氏

---

---

## 平成29年度 通常総会 会長挨拶



生鮮取引電子化推進協議会  
会長 鈴木 邦之  
(横浜丸中青果株式会社 取締役会長)

本日は会員の皆様にはご多忙のところ、生鮮取引電子化推進協議会 平成29年度の通常総会にご出席いただき有り難うございます。

また、農林水産省食料産業局食品流通課の朝倉課長補佐、並びに公益財団法人食品流通構造改善促進機構の馬場会長のご臨席を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、最近における食品流通を巡る状況を見ますと、我が国経済社会が成熟期を迎え、総人口が減少に転じるとともに、今後少子高齢化がますます進むと見込まれること、また、情報のネットワーク化や経済社会のグローバル化が進んだことなどにより、食品流通の世界もかつてとは様変わりしてきていることは、皆様も既にご案内のとおりです。さらに、外食・中食などの「食の外部化」が進む一方、安全安心な商品や、環境にも配慮した商品を求める傾向も強まるなど、消費者の消費行動も大きく変化してきております。

このように経済・社会とも大きく変化する時代の中で、食品産業・食品流通業には、その時々々の消費者ニーズに的確に対応していくことが求められているわけですが、今の通常国会で成立した農業競争力強化支援法においても、「農産物流通について、その業務の効率化に資するため、情報通信技術の活用を促進する」とされたと承知しております。

こうした中で、NTTがISDN回線の提供を平成32年にも終了するとしており、EDIに関しても大きな影響が想定される場所です。また、消費税率の引上げと軽減税率の導入も平成31年10月に予定されております。さらに食品産業事業者にとっては、加工食品の原料原産地表示の義務づけが本年度中にも始まるとされている中で、同制度への対応を進めていく必要があります。これらの課題に円滑に対応するためにも情報技術の活用が不可欠となっています。

このため、生鮮業界としてもこうした動きに適切な対応が求められており、当協議会の果たすべき役割もますます重要になるものと考えております。こうした状況を踏まえて、本年度もEDIを推進する活動を積極的に展開して参りたいと存じます。

本日は、総会の開催に先立ち、平成28年度の事業・決算報告、平成29年度の事業計画及び予算などについてご審議いただきます。会員各位のご協力をお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会にあたっての私の挨拶とさせていただきます。

**平成28年度 事業報告（案）**  
（平成28年4月1日～平成29年3月31日）

## 1. 全体概要

平成28年度の生鮮取引電子化推進協議会（以下「協議会」という。）の活動として、まず生鮮取引電子化セミナーを11月と3月に開催した。11月は「進化する卸売市場」というテーマで、青果と水産物のそれぞれに関する市場流通の専門家を講師に迎え、生鮮卸売市場の最新事情について講演した。また、3月は「これからの制度改変に対応するために！」というテーマで、2019年に導入が予定されている消費税軽減税率制度や2020年にも終了予定となっているNTTのISDNデジタル通信モードなど、今後の制度改変に伴う生鮮流通業界への影響や対応策等について解説し、さらに現在の卸売市場が抱える課題や将来像に関する講演も行った。

協議会会員向けの先進事例見学会については、国分グループにご協力いただき、10月に埼玉県の上郷流通センターを見学させていただいた。また、会報「生鮮EDI」については季刊で4回発行し、特に卸売市場政策研究所の細川代表には毎回ご寄稿いただき、「わが国卸売市場とEDIの役割」というテーマで連載を行った。加えて、会員相互の勉強会等における講師派遣等についても6件の支援を行った。

## 2. 事業内容

### （1）生鮮取引電子化セミナーの開催

会員及び関係団体等の協力を得て、11月に東京及び大阪の2会場、3月に盛岡、熊本及び東京の3会場で、以下のとおりセミナーを開催した。なお、セミナー参加動員数は5会場を合計して144名だった。

#### ◆セミナー開催状況

##### 【開催日・会場・参加者数】

	開催日	会場	参加人数
大阪	11月8日（火）	大阪中央卸売市場本場 業務管理棟 16階大ホール	24名
東京	11月21日（月）	馬事畜産会館 2階会議室	32名
盛岡	3月2日（木）	アイーナいわて 県民情報交流センター 研修室 812	15名
熊本	3月14日（火）	くまもと田崎市場 市場会館4階 大会議室	30名
東京	3月24日（金）	東京都中央卸売市場 大田市場 事務棟 2階大ホール	43名
		合計	144名

◆プログラム

【11月（テーマ：進化する卸売市場）】（大阪・東京）

時 間	講 演 内 容
13:00～13:10	主催者挨拶
13:10～14:00	<b>青果における卸売市場流通最新事情</b> 東京青果株式会社 経営戦略室 室長 久保 忠博 氏 氏
14:00～14:10	質疑応答
14:10～14:20	休 憩
14:20～15:20	<b>水産物における卸売市場流通最新事情</b> フードサプライ研究所 代表 浅沼 進 氏
15:20～15:30	質疑応答
15:30	閉 会

【3月（テーマ：これからの制度改変に対応するために！）】（盛岡・熊本・東京）

時 間	講 演 内 容
13:00～13:10	主催者挨拶
13:10～14:00	<b>消費税軽減税率および軽減税率対策補助金制度の解説<sup>※1</sup></b> 杏林大学 総合政策学部 非常勤講師 佐藤 卓 氏
14:00～14:10	質疑応答
14:10～14:20	休 憩
14:20～15:10	<b>生鮮 EDI と通信インフラおよび制度変更への対応<sup>※2</sup></b> 流通 BMS 協議会事務局 流通システム開発センター 梶田 瞳 氏
15:10～15:20	質疑応答
15:20～15:30	閉会（盛岡・熊本会場）・休憩（東京会場）
15:30～16:20 (東京会場のみ)	<b>卸売市場は本当に不要なのか！？</b> 東京農業大学 名誉教授 藤島 廣二 氏
16:20～16:30	質疑応答
16:00	閉 会

※1 「消費税軽減税率対策窓口相談等事業」（中小企業庁補助事業）による講師派遣

※2 流通システム標準化標準普及推進協議会の支援による講師派遣



## (2) 先進事例の見学

国分グループにご協力いただき、10月に埼玉県の新郷流通センターを見学させていただきました。概要は以下のとおり。

見学先	国分グループ・三郷流通センター
実施日時	平成28年10月4日(火) 15:30～17:30
参加者数	28名

国分グループ・三郷流通センターは、東京都・埼玉県・千葉県を中心にアクセスの良さに加え、東京外環自動車道・三郷インターチェンジに近接し、今後の東京外環自動車道延伸計画に伴い、ほぼ首都圏全域に亘り対応できる大型三温度帯汎用センターである。本センターは全フロアに出荷バースを装備し、全体では180バース数を確保しており、在庫機能に加え配送機能も高い能力を誇っている。また、三温度帯に対応しているため、取扱アイテムも、常温食品の他、冷凍食品、日配品、デリカ、アイスクリーム、生鮮品など多岐に亘っており、一括納品などを中心に合理化・ローコスト化することで、顧客ニーズに即した物流を展開している。



国分グループ 三郷流通センター全景

## ◆施設概要

所在地	埼玉県三郷市インター南1-3-1
稼働開始年月	2012年5月
敷地面積	39,648 m <sup>2</sup> (11,993 坪)
延床面積	73,597 m <sup>2</sup> (22,263 坪)
取扱アイテム	約5,000アイテム【3階】／約8,000アイテム【4階】(在庫商品)
配送エリア	首都圏全域
取扱商品	常温食品、冷凍食品、日配品、デリカ、アイスクリーム、生鮮品

(3) 会報の発行

機関誌「生鮮 EDI」を季刊で4回発行した。主な掲載内容は、以下のとおり。

<p>◆第72号(28年6月発行)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・平成28年度 通常総会の概要</li><li>・白神産地の思い出</li><li>・【連載】わが国卸売市場と EDI の役割(第1回) 「卸売市場変容のトレース」</li><li>・アメリカのニュース記事から—その4</li><li>・平成27年度 第2回先進事例見学会の概要 「福岡市中央卸売市場青果市場(ベジフルスタジアム)」</li></ul>
<p>◆第73号(28年9月発行)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・食品ロス、そしてリキッド・フィード</li><li>・【連載】わが国卸売市場と EDI の役割(第2回) 「第10次卸売市場整備基本方針と卸売市場の将来方向」</li></ul>
<p>◆第74号(28年12月発行)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・2つの「ひろめ市場」</li><li>・【連載】わが国卸売市場と EDI の役割(第3回) 「限界にきた卸売市場の制度疲労と農業競争力強化プログラムの意味」</li><li>・平成28年度 生鮮取引電子化セミナー講演録【抄出版】 「青果における卸売市場流通最新事情」</li><li>・平成28年度 第1回先進事例見学会の概要 「国分グループ・三郷流通センター」</li></ul>
<p>◆第75号(29年3月発行)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・私達の知らないキノコの世界</li><li>・【連載】わが国卸売市場と EDI の役割(第4回) 「骨太の卸売市場を目指した展望」</li><li>・軽減税率対策補助金をご存知ですか</li></ul>

## (4) 講師派遣等協力

生鮮EDIに関する会員相互の勉強会のほか、会員の業界における関心事項についての講演会に対し、以下のとおり講師派遣費等の支援を行った。

## 【講師派遣等実績】

主催者	開催日時	開催場所	講師	研修内容 (講演テーマ)
全国青果卸売協同組合連合会	平成28年 7月26日 (火)	東京都 千代田区	東京聖栄大学 客員教授 藤島 廣二 氏	卸売市場流通の変化と仲卸業者の役割
(公社)日本食肉市場卸売協会	平成28年 8月24日 (水)	東京都 千代田区	厚生労働省監視安全課 HACCP企画推進室 室長 蟹江 誠 氏	HACCPをめぐる現状と課題について
			公益財団法人 畜産近代化リース協会 理事 塩田 忠 氏	国産豚肉を守るため養豚生産者がトレーサビリティに取り組む
			前食品安全委員会 事務局長 姫田 尚 氏	食品安全とコミュニケーション
(一社)日本花き卸売市場協会	平成28年 9月2日 (金)	東京都 千代田区	(株)フラワーオークションジャパン 管理本部 中島 宏 氏	花き新EDIフォーマットについて
			JFEエンジニアリング(株) 流通システム事業部 氏福 誠治 氏	市場と買参人等川下側とのEDIの現状について
(一社)日本外食品流通協会	平成28年 11月16日 (水)	東京都 千代田区	ステップビズ合同会社 代表 千本 隆司 氏	戦略思考の物流管理 ～最新の物流環境を事例など踏まえ～
(公社)日本食肉市場卸売協会	平成29年 2月22日 (水)	東京都 千代田区	農林中金総合研究所 基礎研究部長 清水 徹朗 氏 専任研究員 平田 郁人 氏	肉用牛生産をめぐる状況と今後の見通し
			宮城学院女子大学 教授 安部 新一 氏	食肉卸売市場の現状と課題
			(一社)家畜改良事業団 参与 松尾 昌一 氏	最近の家畜改良・繁殖技術と肉用牛生産の動向
(一社)日本花き卸売市場協会	平成29年 3月28日 (火)	東京都 大田区	(独)情報処理推進機構 技術本部セキュリティセンター 普及グループ 研究員 佐藤 裕一 氏	情報セキュリティの最新動向と対策について

---

---

## 第1号議案

### (5) 生鮮標準商品コードの維持管理業務

青果物流通情報処理協議会（清流協）が行ったベジフルコード更新に合わせ、平成28年4月（第27次）、平成28年10月（第28次）に青果標準商品コードのバージョンアップを行うとともに、関係業界において広く活用できるように、協議会及び流通システム標準普及推進協議会のホームページ上に公開した。

## 3. 会議の開催等

### (1) 理事会

■日 時：平成28年6月2日（木）11：30～12：30

■会 場：コートヤード・マリオット銀座東武ホテル「桜（B）」

#### ■議事次第

1. 開会挨拶：生鮮取引電子化推進協議会 鈴木会長
2. 来賓挨拶：農林水産省食料産業局食品流通課 企画調査班 朝倉課長補佐
3. 議 題
  - 議題1 平成27年度事業報告及び収支決算報告について
  - 議題2 平成27年度繰越金処分について
  - 議題3 平成28年度事業計画及び収支予算について
  - 議題4 役員の補欠選任について
  - 議題5 特定個人情報取扱規程について
  - 議題6 その他
4. 閉 会

### (2) 通常総会

■日 時：平成28年6月2日（木）13：00～15：30

■会 場：コートヤード・マリオット銀座東武ホテル「芙蓉」

#### 第1部 総 会（13：00～13：50）

##### ■議事次第

1. 開会挨拶：生鮮取引電子化推進協議会 鈴木会長
2. 来賓挨拶：農林水産省食料産業局食品流通課 企画調査班 朝倉課長補佐  
公益財団法人食品流通構造改善促進機構 馬場会長
3. 議 案
  - 第1号議案 平成27年度事業報告及び収支決算報告について
  - 第2号議案 平成27年度繰越金処分について
  - 第3号議案 平成28年度事業計画及び収支予算について
  - 第4号議案 役員の補欠選任について

第5号議案 特定個人情報取扱規程について

第6号議案 その他

4. 閉 会

**第2部 講演会（14：00～15：30）**

演題：我が国における生鮮流通の現状と今後の課題

講師：株式会社 農経新聞 代表取締役社長 宮澤 信一 氏

**(3) 企画運営委員会**

**【第1回】**

日 時：平成28年5月20日（金）10：00～12：00

会 場：馬事畜産会館 2階第4会議室

議 題

1. 平成27年度 事業報告（案）および収支決算（案）について
2. 平成28年度 事業計画（案）および収支予算（案）について
3. 特定個人情報取扱規程（案）について
4. その他

**【第2回】**

日 時：平成28年9月29日（木）10：00～12：00

会 場：第7東ビル 103号室

議 題

1. 第1回先進事例見学会について
2. 第1回生鮮取引電子化セミナーについて
3. その他

**(4) 監事監査**

日 時：平成28年5月12日（木）10：00～11：30

会 場：公益財団法人 食品流通構造改善促進機構 会議室

## 平成28年度 収支決算(案)

(平成28年4月1日～平成29年3月31日)

(単位:円)

区 分	予 算 額	決 算 額	増 減 額	備 考
I 収入の部				
1. 会費収入	6,940,000	6,590,000	△ 350,000	正会員:61 賛助会員:7
2. 事業収入	0	0	0	
3. 補助金収入	0	0	0	
4. 利子収入	2,000	89	△ 1,911	
5. 前年度繰越金	9,383,000	9,383,099	99	
収入合計	16,325,000	15,973,188	△ 351,812	
II 支出の部				
1. セミナー開催費	1,800,000	923,490	△ 876,510	5回開催
2. 先進事例視察費	600,000	198,506	△ 401,494	1ヶ所
3. 会報発行費	800,000	814,088	14,088	4回発行
4. 資料発送費	100,000	43,544	△ 56,456	
5. EDI普及資料作成費	500,000	0	△ 500,000	
6. 講師派遣等協力費	1,000,000	401,620	△ 598,380	6件
7. 会議開催費	700,000	1,104,224	404,224	総会、理事会、監事監査 企画運営委員会2回
8. コード維持管理費	100,000	0	△ 100,000	品目別専門委員会開催 なし
9. 雑役務費	4,000,000	3,538,325	△ 461,675	賃金、消耗品等
10. 補助事業費	0	0	0	
11. 予備費	6,725,000	0	△ 6,725,000	
支出合計	16,325,000	7,023,797	△ 9,301,203	
12. 次期繰越額	0	8,949,391	8,949,391	
総合計	16,325,000	15,973,188	△ 351,812	

## 監 査 報 告 書

平成28年度の生鮮取引電子化推進協議会事業報告書、決算報告書の提出を受け、監査いたしました。諸帳簿、証拠書類等いずれも適正に処理されており、かつ、次期繰越金額についても妥当と認めるので、ここに報告します。

平成29年5月12日

生鮮取引電子化推進協議会

監事 皆 川 文 雄 

監事 小 松 崎 眞 

繰越金処分(案)

当期処分繰越金 8,949,391円

これを次のとおり処分する。

次期繰越金 8,949,391円



**平成29年度事業計画（案）**  
（平成29年4月1日～平成30年3月31日）

## 1. 基本方針

人口減少や少子高齢化が進み、国内マーケットが縮小傾向にある中、食品流通業界においては更なる消費拡大や海外輸出も視野に、機能性表示や地理的表示など、国産農林水産物等の品質やブランドをアピールする新しい制度が始まっている。また、加工食品の原料原産地表示の義務付けも今年度から始まる予定となっている。さらに、2019年に消費税軽減税率制度が導入され、2020年ともいわれているNTTのISDNデジタル通信モード終了に伴い一部のEDIが利用できなくなる可能性が高くなることから、このような状況に円滑に対応するためにも新しい情報技術の利活用は不可欠となっている。

当協議会としても、会員がこうした状況に適切に対処できるよう、生鮮EDI及び生鮮標準商品コードの普及推進に努め、遅れが指摘されている生鮮業界の情報化を一層強力に推進していく必要がある。

このため、本年度においても、正会員及び賛助会員と共に連携しながら、以下に掲げる事業計画に基づく諸活動に積極的に取り組むものとする。

## 2. 事業計画

### （1）生鮮取引電子化セミナー等の開催

生鮮EDIを中心に、生鮮流通の効率化に資するテーマにより、セミナーを全国（6地区程度）で開催し、会員をはじめとする生鮮流通業界への啓発を推進する。

開催時期	開催地区	課題テーマ
平成29年11月	全国3会場程度	・流通BMS ・物流効率化
平成30年3月	全国3会場程度	・消費税軽減税率制度 ・生鮮標準商品コード ・その他

### （2）先進事例見学

生鮮流通の効率化に関する先進事例について、見学会を開催する（2ヶ所程度）。

#### ◆見学先（案）

- ・日本生活協同組合連合会 商品検査センター（埼玉県蕨市）：平成29年9月
- ・東京都中央卸売市場豊洲市場（東京都江東区）：平成30年2月

---

---

### 第3号議案

#### (3) 会報「生鮮 EDI」の発行（4回）

協議会の活動連絡、EDI 導入事例の紹介、流通 BMS の導入・普及動向等、生鮮 EDI の普及・推進に必要な情報を提供するため、会報「生鮮 EDI」を四半期ごとに発行する。

#### (4) EDI 普及資料の作成、配布

情報提供として、先進的な技術・EDI 導入事例など取引電子化等に関する参考資料等を作成し、会員に配布する。

#### (5) 講師派遣等協力

生鮮 EDI に関する会員相互の勉強会等をはじめ、会員の業界における関心事項をテーマとする講演会等に対し、講師派遣費や会議費等の支援を行う。

#### (6) 生鮮標準商品コードの維持管理業務

流通システム標準化事業で整備した生鮮標準商品コードについては、流通システム標準普及推進協議会（流通 BMS 協議会）と協力して、その維持管理業務を行うこととし、ユーザーのリクエストに適宜対応していくことにより、更なる普及推進に努める。

#### (7) その他

ホームページやメール等を活用し、会員に対して有用な情報の積極的な提供を行う。また、今年も中小企業を対象とした消費税軽減税率対策補助金制度が利用できることから、中小企業には同制度を分かり易く説明して利用を促すことにより、EDI の普及推進を図る。なお、協議会のパンフレットを最近の体制や活動状況を踏まえたうえで見直し、新たに発行する。

## 平成29年度 収支予算（案）

（平成29年4月1日～平成30年3月31日）

（単位：千円）

区 分	前年度 予算額	平成29年度 予 算 額	対前年度 増 減 額	備 考
I 収入の部				
1. 会費収入	6,940	6,590	△ 350	正会員 59 賛助会員 8
2. 事業収入	0	0	0	
3. 補助金収入	0	0	0	
4. 利子収入	2	0	△ 2	
5. 前年度繰越金	9,383	8,949	△ 434	
収入合計	16,325	15,539	△ 786	
II 支出の部				
1. セミナー開催費	1,800	1,200	△ 600	6回開催
2. 先進事例視察費	600	500	△ 100	2ヶ所
3. 会報発行費	800	800	0	4回発行
4. 資料発送費	100	100	0	会報他
5. EDI普及資料作成費	500	500	0	パンフレット作成費他
6. 講師派遣等協力費	1,000	1,000	0	20件
7. 会議開催費	700	1,000	300	理事会、総会 企画運営委員会
8. コード維持管理費	100	100	0	品目別専門委員会
9. 雑役務費	4,000	4,000	0	
10. 補助事業費	0	0	0	
11. 予備費	6,725	6,339	△ 386	
支出合計	16,325	15,539	△ 786	

平成29年度 役員改選（案）

会 長

(旧)	横浜丸中青果株式会社 取締役会長	鈴木 邦之 氏
(新)	丸果札幌青果株式会社 代表取締役社長	勇崎 恒宏 氏

## 平成29年度 役員名簿（案）

## 会 長

勇崎 恒宏	丸果札幌青果株式会社	代表取締役社長	(新任)
-------	------------	---------	------

## 副会長

齋藤 充弘	一般社団法人 日本ボランティア・チェーン協会	会長	(再任)
佐々木 成英	東京青果株式会社	情報システム部長	(再任)
堀田 由人	全国農業協同組合連合会	園芸部 次長	(再任)
鈴木 剛	日本生活協同組合連合会	コープ情報システム株式会社 代表取締役社長	(再任)
関本 吉成	東都水産株式会社	代表取締役社長	(再任)
田窪 均	キューピー株式会社	広報部長	(再任)

## 理 事

伊藤 静雄	全国青果卸売協同組合連合会	専務理事	(再任)
村尾 芳久	一般社団法人 新日本スーパーマーケット協会	事務局次長 兼 事業本部長	(再任)
茅沼 茂實	一般社団法人 全国中央市場青果卸売協会	専務理事	(再任)
高島 泉	一般社団法人全国水産卸協会	専務理事	(再任)
長岡 英典	一般社団法人大日本水産会	常務理事	(再任)
中野 健一	全国水産物商業協同組合連合会	専務理事	(再任)
三浦 秀樹	全国漁業協同組合連合会	輸出・直販拡大事業部 部長	(再任)
山田 啓二	全国青果物商業協同組合連合会	専務理事	(再任)
横田 一利	一般社団法人日本花き卸売市場協会	常務理事	(再任)

## 監 事

皆川 文雄	一般社団法人全国青果卸売市場協会	専務理事	(再任)
小松崎 眞	一般社団法人日本外食品流通協会	専務理事	(再任)

(敬称略)

生鮮取引電子化推進協議会 会員名簿

(平成29年6月1日現在)

正会員(59)			
No.	団体・企業名	No.	団体・企業名
1	全国農業協同組合連合会	31	京都青果合同(株)
2	日本園芸農業協同組合連合会	32	広印広島青果(株)
3	全国農業協同組合連合会 徳島県本部	33	北九州青果(株)
4	全国農業協同組合連合会 福岡県本部	34	水戸中央青果(株)
5	(一社)全国中央市場青果卸売協会	35	(株)石巻青果
6	(一社)全国青果卸売市場協会	36	プリマハム(株)
7	全国青果卸売協同組合連合会	37	仙都魚類(株)
8	全国青果物商業協同組合連合会	38	中央魚類(株)
9	(独)農畜産業振興機構	39	丸千 千代田水産(株)
10	(一社)日本花き卸売市場協会	40	大都魚類(株)
11	(公社)日本食肉市場卸売協会	41	築地魚市場(株)
12	東京食肉市場卸商協同組合	42	東都水産(株)
13	全国漁業協同組合連合会	43	第一水産(株)
14	(一社)全国水産卸協会	44	横浜魚類(株)
15	全国魚卸売市場連合会	45	中部水産(株)
16	全国水産物卸組合連合会	46	名北魚市場(株)
17	全国水産物商業協同組合連合会	47	名古屋海産市場(株)
18	(一社)大日本水産会	48	大東魚類(株)
19	(一社)新日本スーパーマーケット協会	49	大京魚類(株)
20	(一社)日本ボランティア・チェーン協会	50	(株)大水
21	日本生活協同組合連合会	51	(株)うおいち
22	生活協同組合連合会 コープ東北サネット事業連合	52	(株)岡山県水
23	(一社)日本外食品流通協会	53	マルハニチロ(株)
24	丸果 札幌青果(株)	54	(株)ニチレイフレッシュ
25	仙台中央青果卸売(株)	55	(株)極洋
26	(株)宮果	56	全日本食品(株)
27	東京青果(株)	57	(株)東武ストア
28	東京荏原青果(株)	58	ハウス食品グループ本社(株)
29	横浜丸中青果(株)	59	キューピー(株)
30	セントライ青果(株)		

(順不同)

No.	賛助会員(8)	No.	特別会員(7)
1	(株)イシダ	1	東京聖栄大学 教授 藤島 廣二
2	JFEエンジニアリング(株)	2	卸売市場政策研究所 代表 細川 允史
3	(株)寺岡精工	3	フードサプライ研究所 代表 浅沼 進
4	農林中央金庫	4	(株)農経新聞社 代表取締役社長 宮澤 信一
5	(一財)流通システム開発センター	5	(株)日本農業新聞 人事部長 岡部 泰志
6	(株)サイバーリンクス	6	(一社)米ゲル技術研究所 所長 杉山純一
7	株式会社ひむか流通ネットワーク	7	白石 吉平(食流機構 元常務理事)
8	イーサポートリンク株式会社		

(順不同、敬称略)

(順不同)

生鮮EDI等に関する勉強会を支援します（案）  
【平成29年度事業】

—趣旨—

会員がEDIを理解して、その利用・普及を推進することを目的に、会員相互の勉強会や、会員が取引先関係者を対象に開催するEDI等に関する会合、会員の業界における関心事項についての講演会等に対して、下記のとおり支援します。

記

1. 支援対象

- (1) 会員相互が開催するEDIに関する会合への講師派遣費（旅費・謝金、以下同様）
- (2) 会員が取引関係者に対して行うEDIに関する会合への講師派遣費
- (3) 会員の業界における関心事項についての講演会等への講師派遣費

2. 支援の範囲

- (1) 1件あたりの上限額を支払会費の2分の1以内とし、同一事業年度における支援措置は、原則として同一会員1回とします。
- (2) 支援金額（旅費、謝金）の支給方法は、協議会の規程に基づきます。

3. 申込方法

生鮮EDI研修会講師派遣申請書（別紙様式1）に必要事項を記入の上、事務局へお申込下さい。

4. 結果の報告

生鮮EDI研修会講師派遣事業の承認を受けた会合の代表者（会員）は、生鮮EDI研修会実施結果報告書（別紙様式2）により、会合の結果を速やかに報告して下さい。

5. 経費の支払い

協議会事務局は、生鮮EDI研修実施結果報告書の提出を受けた後、会員の口座に該当金額を振り込みます。

6. 連絡先

生鮮取引電子化推進協議会事務局（担当：あなみ）

TEL：03-5809-2867

FAX：03-5809-2183

※ 申請書及び報告書の様式は協議会ホームページ  
(<http://www.ofsi.or.jp/kyougikai/haken/>) からダウンロードして下さい。

# まごわやさしい

生鮮取引電子化推進協議会  
事務局長 織田 哲雄

## 1 「1日に30品目」は誤解だった！

(1) 「1日に30品目を食べよう」－この言葉（フレーズ）は、誰もが耳にしたことがあるのではないだろうか。この言葉は、当時の厚生省が昭和60年に「健康づくりのための食生活指針」の中で「1日30品目を目標に」と示したもので、健康志向が高まっていた頃でもあり、また、「30」という数字が分かりやすいこともあって、大いに国民の間に広まった。国民への周知という点では、大成功した事例の代表例であろう。30品目ならば取り組むのも容易だと思っただものの、いざ実践してみると、大いに頑張ったつもりでも20品目ぐらいにしかならず、あと10品目ほどが結構大変であることを思い知らされたという経験をお持ちの人が多いのではないだろうか。

ところで、この「1日に30品目…」は、広く知られたのは良かったものの、数に神経質になる、食べ過ぎる例も増えたということがあって、平成12年には「主食、主菜、副菜を基本に食事のバランスを」に切り替えられている。17年も前に「1日30品目」は廃止されているのだが、このことを知らない人も結構いるのではなからうか。しかも、広く知られた「30品目」なのに、なんと「30」という数字に深い意味はなかったそうである。それなら、あの「1日に30品目」は一体何だったのかと言いたくもなるが、そもそも、「1日に30品目」は、1日に30品目の食材を食べれば栄養をバランスよく摂取できるという意味で提唱したものではなかったそうである。では、何だったのか？実は、ガンリスクを下げることを目的だったそうである。偏った食生活をしていると、いつも食べている食品に発ガン物資のような身体に悪い成分が含まれていた場合、それがどんどん蓄積されてしまう。逆に、食品の種類が多ければ、それだけリスクを分散できる。だから、なるべく多くの食品を食べるべきだということだったというのである。いろいろな食品を食べれば、仮に発ガン物資の含まれた食品を食べても、薄まると考えたということであろうか。

「今になって、そのようなことを言われても」という気もするが、たしかに、30品目を食べれば様々な栄養素を摂取できるものの、そこには栄養の絶対量は考慮されていないし、そもそも人間に必要な栄養素には個体差があるから、全ての日本人に当てはまる栄養のノウハウなどあり得るはずもないのかもしれない。スポーツをしている成長期の中高生と老後の生活を送っている年配者では、1日に必要な栄養の摂取量も異なっていると容易に想像できる。さらに、極論を言えば、30種類の野菜で作る野菜サラダでも「1日30品目」を満たしてはいるが、それを毎日食べ続けても、三大栄養素が不足するため、栄養バランスの悪い食事



---

---

ということになってしまうであろう。

そのように考えると、「30品目」という数値だけを目安にするのではなく、具体的な栄養素や栄養バランスを意識した食事や食生活に気を遣った方が健康維持につながることを謳ったフレーズに切り替えることとしたことも当然の流れだったように思われる。

(2) ところで、かつて我が国の食生活は理想的だと言われた時期がある。昭和50年代の頃である。健康的な身体を作る基本は「栄養のバランス」であるが、その頃の我が国の食生活は三大栄養素であるタンパク質 (P)、脂肪 (F)、炭水化物 (C) の摂取バランス (PFC バランス) が理想的なものだったからである。それ以前は、炭水化物の摂取量が多く、タンパク質の摂取量が不足していたが、食生活が次第に欧米化するにつれて肉類や乳製品の消費が増加し、魚類や野菜の摂取量が減少したため、PFC バランスが理想的な食生活になったのである。しかし、その後も食生活の欧米化が進んだため、現在は脂質の摂取量が過剰となる一方、炭水化物の摂取量が不足したものとなっている。また、日本人の多くは、ビタミンとミネラルが慢性的に不足しているとも言われている。一昔前は成人病と言われた心臓病、脳血管障害なども今では生活習慣病と呼び名が変わるほど、決して成人だけではない病気になってきているが、これも食生活も関係していると言われている。

このため、我が国の食生活については、栄養学的見地から、警鐘が發せられている。和食が平成25年12月にユネスコの世界無形文化遺産に登録され、また、和食が世界的にも高く評価され、ブームが起きていると言われていたり、和食には「ヘルシー」、「健康的な食事」というイメージが持たれていることを考えると、少々奇異な感じがするが、私達の毎日の食事には、栄養学的にみれば、問題があるということであろう。

実は、平成12年に当時の厚生省、農林水産省、文部省の3省共同で策定された現在の食生活指針は、こうした食生活の状況を踏まえたものとなっている。上述のとおり、現在の食生活指針は「主食、主菜、副菜を基本に食事のバランスをよく」と提唱しているが、実は、食生活指針は10項目から成っており、その他にも「適度な運動とバランスの良い食事で、適正体重の維持を」、「ごはんなどの穀類をしっかりと」、「野菜・果物、牛乳・乳製品、豆類、魚なども組み合わせて」、「食塩は控えめに、脂肪は質と量を考えて」などが謳われている。また、平成16年には、若い女性の痩せすぎや高齢者の低栄養状態に注意を喚起するため、「適度な運動とバランスの良い食事で、適正体重の維持を」を上位項目とする等の改正も行なわれている。

そのため、食生活指針を読むと、食生活の現状を踏まえて策定されていることがよく分かるし、食生活を通して健康を維持するとともに、食文化を育てていこうとする政府の姿勢も伝わってくる。食生活の現状を踏まえて策定されているだけに、謳われている10項目は栄養学的に正しいのであろうし、もっともと納得するような内容であるから、私自身も食生活指針に従った食生活を心がけたいと思う。(なお、食生活指針については、厚生労働省、農林水産省、文部科学省のホームページに解説とともに掲載されているので、この機会に是非

---

---

ご一読を。)

## 2 「まごわやさしい」

(1) しかし、残念なことに、現在の食生活指針は、覚えやすい数字が盛り込まれていないためか、「1日に30品目」に比べるとインパクトに欠け、あまねく知れ渡っているとは言いがたいように思われる。だからというわけではないと思うが、研究者や料理家、栄養士などからは、毎日の食生活の中で栄養バランスを確保できるようにと、様々なフレーズが提唱されている。なお、念のため付言すれば、これらフレーズの提唱者は、食生活指針を否定したり、懐疑的な目でみているのではない。

昭和50年代の食生活が理想的なものと言われたのであれば、当時の食生活に戻れば良いのではないかと思われるかもしれない。しかし、当時の食生活が理想的であったのはPFCバランスであり、昭和60年に「健康づくりのための食生活指針」が策定されたことを考えれば、栄養面では改善を要する面もあったのではないだろうか。それに、そもそも当時の食生活がどのようなものであったのか知らない世代も多くなっている。そのため、最近、提唱されているフレーズは、昭和50年の食生活云々ではなく、栄養バランスのとれた食事とするコツを、分かりやすく覚えやすいフレーズとして謳っている。

(2) 数あるフレーズの中で、最近よく耳にするものの1つに「まごわやさしい（孫は優しい）」がある。覚えやすいフレーズであることもあって、子供を持つ若いお母さん達に広く受け入れられているそうである。食事について気を遣うプロスポーツ選手やその奥さん達もテレビ取材等で「まごわやさしい」料理を心がけているといった発言をしている。

このフレーズは、食品研究家で医学博士の吉村裕之氏が提唱されたもので、「まごわやさしい」を食生活に取り入れることで、ビタミン、ミネラル、カルシウム、マグネシウムといった必須栄養素もバランス良く摂取でき、生活習慣病予防、コレステロール低下、老化予防、皮膚や粘膜の抵抗力強化、疲労回復等の効果があると言うものである。また、ご飯との相性も良く、毎日食べても飽きない、献立の組み合わせがしやすいため、朝昼晩のメニューに使いやすい便利さも兼ね備えているとか。正に良いことづくめである。ご存じの方も多いと思うが、「まごわやさしい」食材は以下のとおりで、一見してお分かりのように、和食のメリットを凝縮した「健康食材の詰め合わせ」のようである。

「ま」豆類（豆腐、大豆など）：タンパク質、ビタミン、食物繊維が豊富

「ご」ごま：タンパク質、食物繊維、カルシウム、ミネラルが豊富

「わ」ワカメ（海藻類）：タンパク質、ミネラル、食物繊維が豊富

「や」野菜：ビタミン、ミネラルが豊富

「さ」魚：タンパク質、鉄分が豊富

「し」しいたけ（キノコ類）：ビタミン、食物繊維が豊富

「い」イモ類：炭水化物、ビタミンC、食物繊維が豊富

---

---

### 3 欧米型の食事は健康に悪い？

(1) 「健康食品の詰め合わせ」とも思われる「まごわやさしい」であるが、伝統的な食材が中心となっている。そのためか、それだけでは不足する栄養素もあるということで、新たなバージョンも提唱されている。

例えば、「まごわやさしいよな」。このバージョンでは、マグネシウム、カルシウム、ミネラル、乳酸菌が豊富な「ヨーグルト(よ)」と高タンパク質、ビタミンが豊富な「ナッツ類(な)」の2種類が追加されている。また、ビタミン、ミネラル、タンパク質が豊富な「卵(た)」、タンパク質、カルシウム、ビタミンB2が豊富な「乳(ち)」、抗酸化栄養素、ビタミンが豊富な「果実(か)」、高タンパク質、ビタミンが豊富な「ナッツ類(な)」の4種類を追加した「まごたちわやさしいかな」という別バージョンもある。

(2) 新たなバージョンが作られることは、「まごわやさしい」がフレーズとして優れていることの裏返しでもあると思うが、これらの新たなバージョンを見ていると、畜産物（食肉、牛乳・乳製品、鶏卵等）をどのように評価し、位置づけるか苦慮している様子が窺える。日本人の平均寿命は大きく伸び、我が国は世界有数の長寿国となっているが、高度成長期以降に畜産物の消費が増えたことが平均寿命を引き上げたという学説がある一方、肉類や乳製品の消費が増えたため、今後は平均寿命が縮むだろうと予想する学説もある。また、タンパク質は食肉より魚で摂取する方が良いという学説もあれば、年寄りこそ食肉を食べるべきだという学説もある。これでは畜産物の位置づけに迷うのも仕方ないとも思われるが、畜産物の位置づけに迷うのには、畜産物の消費量が多い欧米型の食事は健康に悪いという考えがあることも一因となっているように思われる。

私も、「日本食は健康に良いが、欧米型の食事は健康に悪い」というイメージを持っている。しかし、ごく最近のニュースによれば、肉類や乳製品、果物ジュース、コーヒーなどを多く摂る欧米型の食事でも、多く摂った人達の方が少しだけ摂った人達より死亡リスクが約1割低かったという研究結果が発表されたそうである。欧米型の食事は塩分が少ないそうであるから、そのこともあつての研究結果なのであろう。門外漢の私には「1割」の差をどう評価すべきなのか分からないが、しかし、少なくとも、食肉より魚を食べた方が良いとか、畜産物は健康に悪いと結論づけることはできなさそうである。

なお、その研究結果によれば、ご飯やみそ汁、漬物、魚介類を多く摂る日本の伝統的な食事については、多く摂った人達と少しだけ摂った人達との間で、死亡リスクとの関連は見られなかったとのことである。伝統的な食事は健康に良いとも言えないということになるのであろうか。調査した我が国の研究者は、「野菜や魚などが豊富な和食に、肉や乳製品をほどよく取り入れることが長寿の秘訣ではないか」と話しているそうである。

### 4 「貧乏人は麦を食え」

「まごわやさしい」にはバリエーションがあるとは言え、いずれも「おかず」についてのス

---

---

ローガンであり、食事では、ご飯を食べることが前提となっている。ご飯と言えば、普通は白米ご飯であるが、健康意識が高まる中で、健康のためには麦食の方が良いという声も強く、実践している人も結構いるようである。麦食が栄養学的に優れていることはそのとおりであろうと思うが、個人的には、やはり白米ご飯の方が美味しいと思うし、値段が少々高かろうとも、お米だけは美味しいものを食べたいと思っている。

栄養学的に優れているとどれほど言われようとも麦食をしたいと思わないのは、子供の頃の経験のためである。高度成長期以前に幼少期を送った人達には共通する記憶だと思うが、子供の頃、「貧乏人は麦を食え」と聞かされたことがある。この言葉は、当時の池田首相が言っていると聞かされたが、調べてみると、大蔵・通産大臣だった昭和25年12月の国会での答弁の中で言った言葉とのこと。当時は、米と麦の価格差が戦前と比較して極めて小さくなっていたそうであるが（当時の食糧事情と食糧政策によるものであろう）、米価を引き上げ、麦価は押さえるという政府方針に対する見解を問われた際、米麦での価格差の小さい状態は完全に統制であり、経済原則に反しているとして、米価を日本経済再建にマイナスにならないように徐々に上げていきたいとの考えを述べる中で、「所得に応じて、所得の少ない人は麦を多く食う、所得の多い人は米を食うというような、経済の原則に沿った方へ持って行きたい」と答弁したのだが、マスコミに「貧乏人は麦を食え」と報道されたようである。

この言葉はあつという間に流行語になったようで、私も両親がその言葉を自嘲気味に口にしていたことを覚えている。私はその言葉を聞かされたのは、昭和20年代ではなく30年代であったが、それを聞いた時に私が思ったことは、「うちは貧乏だから、麦ばかり食べているんだ」と納得する気持ちと、「そんなこと言われなくても、みんな麦ばかり食べているじゃないか」と怪訝に思う気持ちだった。私の実家は農家ではなかったが、同級生の大部分は農家だった。しかし、その農家も自分が作った米を食べることはせず、大部分を販売に回して、普段は麦を食べているというケースがほとんどであった。正確に言えば「麦混ぜご飯」であったが、混合比率は家庭によって様々であったと思う。そんな環境にあったため、改めて「貧乏人は麦を食え」と言われて、奇妙な思いがしたのであろう。両親は、「麦は体に良い」と言って、麦の比率が結構高い麦混ぜご飯を正当化(?)していた。

麦食について語り出すと止まらなくなるが、子供心にも、麦食は不味いものであり、白米ご飯を食べたいと思っていた。だから、いくら麦食が見直され、推奨されようとも、食べようという気にはなれないのである。「麦とろ」も断固お断りである。

## 5 フレーズを守ればOK?

閑話休題。「健康な身体でありたい」とは誰もが望むことであり、そのためには食事が大切であることも誰もが理解している。ただ、そのためには、どのような食生活を送れば良いのか分からない、自分が作っている料理が果たして健康に良いものなのか自信が持てないという人が多いのが現代という時代なのであろう。そのため、食生活や食事について、多くのフレーズが提唱されているのであるが、話題になることの多い「まごわやさしい」は、さらに支持者を

---

---

増やすのであろうか。料理をしない私が言うのも何であるが、我が国の健康フードが並んでいると言っても過言ではない「まごわやさしい」は、覚えやすいこともあり、日々の料理献立に大いに参考になるように思われる。

ただ、新たなバージョンも提唱されているように、「まごわやさしい」だけでは食生活はOKとはならないのではないだろうか。現代の食生活において、食肉や牛乳・乳製品を除外してしまうことは非現実的であろうし、「魚を食べれば肉は食べなくても問題ない」というものでもないであろう。また、極端な菜食主義者は別とすれば、やはり食事は美味しくありたいとか、豊かな食生活を送りたいと誰もが思うはずである（菜食主義者は、「菜食こそが豊かな食生活であり、美味しい」と言うのかもしれないが）。そうであれば、食肉などの畜産物や「まごわやさしい」には含まれていない食材もおかずに加えていくことになるだろう。そう考えると、「まごわやさしい」は、あくまでも基礎的なものを謳っているだけと理解した方が良いのかもしれない。私達は、「まごわやさしい」に限らず、フレーズというものについては、それを守ってさえいればOKなのだと思込みがちであるが、そうした思込みが間違っているのではないだろうか。

そうなると、ついつい開き直り気味に「好き嫌いなく何でも食べれば良いのだろう」と考えてしまうのだが、好き嫌いがあって、何でも食べられるものではないのが私達。しかも、ただ闇雲に食べているだけでは栄養バランスの良い食事にはならないという意見もあるとか。そのように言われると、私達凡人は正解を求めて無限ループの世界に迷い込んでしまうが、少なくとも、なんとなくのイメージで、「健康には粗食がよい」とか「精進料理なら良いだろう」というような思込みだけは止めた方が良さそうである。

## 現時点での卸売市場新制度の考察

卸売市場政策研究所

代表 細川 允史

### はじめに

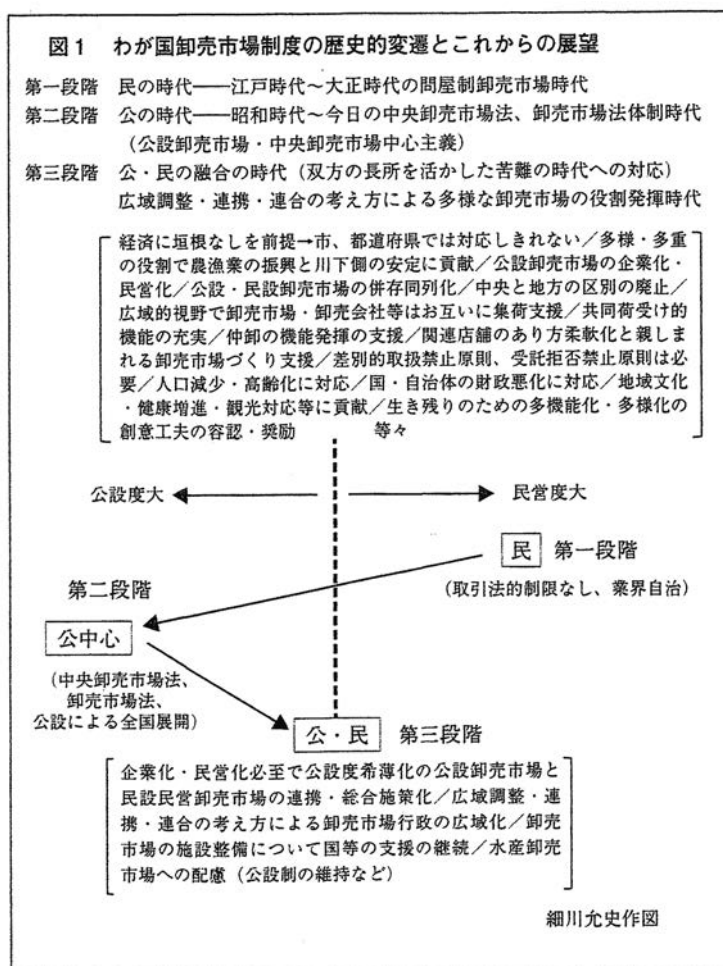
昨年（平成28年）10月6日に公表された内閣府規制改革推進会議提言に端を発した、わが国の卸売市場制度のゼロベースでの抜本改革は、今年に入って徐々にその姿を現しつつある。「合理的理由がない規制の廃止」については、第三者販売・商物分離・直荷引きの自由化が確定的となっている。また、5月には農業競争力強化支援法が国会を通過して成立した。その内容は、農業競争力強化プログラムの内容と同じである。具体化については、5月以来、農水省卸売市場室が全国の団体を廻って説明会を開いており、その中で、受託拒否禁止原則とすみやかな代金決済、の2点だけを卸売市場制度の原則とする、と説明されている。

今秋にも、新制度の大筋が示されるという情報もある。今の段階では、卸売市場制度のフレームはまだ固まってははいないようである。この段階で新制度について考察し、必要があれば国に意見を申し述べることで参考にしていただく、という取り組みも無駄ではないと考え、整理してみることにした。以下、その分析であるが、疑問、ご意見の儀があれば、ぜひ編集部を通じてお寄せ頂きたい。

### I 農業競争力強化プログラム実行－第三者販売・商物分離・直荷引きの自由化、受託拒否禁止原則とすみやかな代金決済を卸売市場制度の前提とした卸売市場制度の考察

1. この前提による卸売市場制度の全体像は、問屋制卸売市場＋2段階制卸売市場の混合となる
  - (1) 卸売会社の第三者販売・商物分離自由化、仲卸業者の直荷引き・自社販売の部分は、自身で集荷と販売を行うので問屋制、卸売会社が仲卸業者や売買参加者に卸売する部分は現行卸売市場法制度によるものなので2段階制となる。その両方が混在するということになる。
  - (2) 卸売会社が仲卸業者や売買参加者に販売（卸売）する部分は第三者販売とはいわない点に留意する必要がある。
  - (3) 歴史的に見れば、江戸時代からの問屋制⇒中央卸売市場法制度による公設卸売市場中心主義とセリ・入札原則による卸売会社と仲卸業者・売買参加者の段階制⇒新制度によるこれらの複合制、と時代に合わせて変化している、という卸売市場史の鳥瞰図になる。

これについては、今年2月に出版した、拙著『激動に直面する卸売市場—農業競争力強化プログラムを受けて』の第1章において、わが国卸売市場制度を俯瞰し、第1段階：江戸時代からの問屋制卸売市場時代、第2段階：中央卸売市場法・卸売市場法の公設卸売市場中心主義時代、を経て、現在は、第3段階：問屋制と公設制が複合した公民連携時代、としていて、まさにその展開となっている、と考える。



細川允史著『激動に直面する卸売市場—農業競争力強化プログラムを受けて』6頁

2. 問屋制卸売市場の部分は、卸売会社と仲卸業者が双方とも問屋機能となるので、同列であり、区別はなくなる

- (1) 卸売会社が廃業していなくなった卸売市場でも、仲卸業者がいれば仲卸業者に集荷機能があり、売買参加者に販売できるので、卸売市場機能は維持できる理屈になる。この点、従来の卸売会社や仲卸業者に対する考え方は改める必要がある。
- (2) 仲卸業者が直荷引きで他市場ないし産地から直接集荷して、売買参加者に販売することが可能であるからである。つまり、基本的に卸売会社と仲卸業者の区別は曖昧になる。





---

---

ないので、代金支払いの遅れなどのトラブルの原因となっている。

企業どうしの取引先を一方的に指定してきて、そこと取引しないと「差別的取扱禁止原則」に抵触するというのは元々おかしかった。

- (3) 「仲卸業者や売買参加者が卸売会社と取引契約を交わす申し入れをしたときは、卸売会社は与信審査以外の理由については、正当な理由でなければ締結を拒否できない」、という規定を入れる。例えば、仲卸業者や売買参加者の経営規模の零細性などは理由にできない。これにより、卸売市場の公的役割を確保できる。
- (4) 故に、差別的取扱禁止原則は廃止しても、出荷者に対する「受託拒否禁止原則」と「すみやかな代金決済」と、買い手業者に対しては「取引契約の締結」をすれば、卸売市場の公的役割の確保はできる。これを卸売市場新制度の根幹とする。
- (5) こうすると零細業者、個人営業の八百屋、魚屋などの排除が防げるので、卸売市場の公的役割の確保ができる。卸売会社が大手企業との取引に限定したい（つまり全量が第三者販売、さらには商物分離が中心）、などの経営方針を出したときは、公設卸売市場であることはもとより、「卸売市場」と名乗ること自体に問題が生じるので、この規定を追加していただければ、卸売市場の公的役割の確保に資すると思料する。

#### 6. 開設者による仲卸業者や売買参加者の手続きは以下ようになる

- (1) 仲卸業者については、卸売市場内に店舗数の制限があることから、開設自治体は取引契約を前提として店舗の指定手続きを行う。
- (2) 売買参加者については、卸売市場に入場し、施設（駐車場を含む）を使う権利と、セリや相対取引参加資格の付与を開設自治体が手続きする。
- (3) 卸売会社と仲卸業者や売買参加者間の取引契約が解除されたときは、仲卸業者や売買参加者はその卸売会社との取引はできなくなるとともに、その部類の全卸売会社との契約が解除された場合は、仲卸業者や売買参加者の許可・承認は無効となる。
- (4) 資格を有する売買参加章などの識別手段の提供および管理は、開設自治体ないし管理委託団体が行う。

#### 7. 公設卸売市場中心主義（中央卸売市場中心主義）の制度の維持は困難であり、将来の卸売市場の開設・運営形態を見通した卸売市場政策とするべきである

- (1) 第三者販売・商物分離・直荷引きの自由化により、営業範囲が際限なく広がり、開設区域制は崩壊すると、その開設自治体は、公設卸売市場に公金投入する説明がつかない。
- (2) 第三者販売・商物分離の自由化により、卸売会社が大手企業のみと市場外での取引をすることが可能になり、そうなる開設自治体が開設運営する説明がつかない。
- (3) 逆に言うと、公設卸売市場の維持にあたっては、(1)(2)の限定が条件となる。
- (4) 人口減、高齢化、その他の理由により、国や自治体財政の悪化が深刻化すると、卸売市場整備に投入可能な資金が少なくなり、将来的には、その面で公設制の維持が困難にな

---

---

る可能性が高い。そればかりか、卸売市場そのものの存立基盤も失われていく、どうしようもない事態に突入することになる。

⇒日本社会・経済の将来見通しを踏まえた卸売市場整備計画の根本的な見直しが必要。

それとともに、わが国で進行している人口減少・高齢化は、国の存立に関わる重大事態で、卸売市場の将来的危機もその根幹は人口減少・高齢化にあり、その克服が卸売市場にとっても最重要課題であるということを、改めて想起することが大切である。すべてが縮小していく社会に未来はない。

## 8. 公設卸売市場の今後の開設運営形態の選択肢の提示

(1) 将来とも長期に公設制の維持

(2) いずれかの時点で民営化する

① 当面は公設制を維持するがいずれは民営化する

② 速やかに民営化する

\*民営化の程度

③ 全市場を民営化

④ 部類により公設と民営の混在

⑤ 部分的限定的民営化（例えば関連事業者部門のみ）

(3) 事業廃止

のいずれかを選択し、認可者（中央卸売市場は国、地方卸売市場は都道府県）に届け出る。都道府県への届出は、国に進達され、国が全公設卸売市場の方針を集約する。

⇒新方針は、第三者販売の自由化と仲卸業者、売買参加者への差別的取扱禁止原則の撤廃となっているので、卸売会社が取引先を大手実需者だけに限定することや、全量を商物分離とするという方針を出すことは止められない。民設民営卸売市場であれば、このような「業態転換」は自由にできる。公設卸売市場の今後については、業態内容の転換如何によっては公設制維持が困難となるので、公設卸売市場の維持を選択した場合は、公設卸売市場の将来について、次の選択肢から決定することを義務づける。

⇒総務省による公営企業改革の選択肢（①事業廃止、②民営化、③広域的な連携、④民間活用）との整合性

### 【公設卸売市場の選択肢】

(1) 公設卸売市場制を維持する

⇒公設卸売市場制の説明がつく業態を確保することを条件とする。そのことを明記する。公設制維持の場合は、将来的な市場会計の財政的見通し、自治体財政との関係の見通し、開設自治体による卸売市場の管理運営体制の方針も明記する。

将来の民営化を選択した場合は、次のどれかを明記する。

(2) 公設卸売市場を民営化する

---

---

① ある程度の期間をおき、期限付きで民営化する⇒具体的な民営化の手法、民営化スキームの作成を義務づける。

② 公設卸売市場を速やかに民営化する⇒民営化の手法を明示

\* 営化の内容として、

③ 全市場を一括して民営化

④ 部類ごとに公設と民営の混在

⑤ 部分的（例えば関連事業者ブースのみ）を民営化する

などの選択肢をできるだけ具体的に提示して、将来のあり方を明示することを義務づける。この選択肢を最後につける。例えば、(2)－①－③など。

### (3) 事業廃止する

公設卸売市場の閉鎖をする場合、状況によっては、入場業者に対する営業補償問題が出る可能性がある。民設民営卸売市場に比べて、公設卸売市場の閉鎖は困難度が高い。そのため、問題が先送りされて事態が重大になってから、否応なしに取り組むというケースが考えられる。社会的使命が終わったと行政が判断したときは、遅滞なく決断できるような支援のしくみを国で考えて頂ければ、的確な時代に即応した対応が取れる。農業競争力強化支援法にある、事業転換の際の公的融資、というプログラムを卸売市場廃場に適用できればよいが。

(参考) X 市公設地方卸売市場の場合、市場運営会社を設立し、卸売会社を市場運営会社に改装。再整備のPFI業務委託。完成後の運営を主導する。近くにある温泉の客の誘致(観光会社との連携)、買い物・みやげ・レストラン機能の設置運営、地場産海産・野菜の集荷・販売・配送、市民来場機能の工夫など、自主的運営をうながし、独立して財政的に卸売市場が成り立つ方式を企画。当面、公設制の看板は維持しながら、運営民営化をし、将来は卸売市場全体を民営化。卸売市場の土地・施設の所有権は行政のまま。北海道7空港の一括民営化方針と同じ考え方。⇒この場合は、(2)－①－③となる。

⇒多くの施設再整備において、事業費が高騰して使用料の大幅値上げや、それを緩和したことによる自治体財政赤字の増加、等で事態が深刻化する例が相次いでいる。卸売市場の再整備におけるこのような実態は、将来に大きな負担を残すことになる。冷静に考えれば、公設卸売市場制の長期的維持は多くの自治体で困難であるといわざるを得ない。従って公設卸売市場制度を残すとしても期限的となり、段階的に市場企業が資金的にも運営面でも主体となって行わざるを得ない。新制度は市場財政の面でも長期的見通しを持った制度とする必要があり、開設自治体は財政事情等も考慮した公設卸売市場の今後の方向についての方針作成を義務づける。甘い計画とならないようにするしくみも必要である。施設整備計画は方針作成を前提とする。つくられた整備計画について補助金申請があった場合は、国は、将来方針に照らして審査を行うこととする。いま計画中の公設卸売市場における整備計画は、新制度の方針が固まるまで認可は凍結する。⇒整備計画作業の推進は妨げない。

---

---

---

## 9. 現存の民設民営卸売市場については、これから存在感を増すので配慮を

- (1) 現行の卸売市場法においては、明らかに中央卸売市場中心主義が基調となっている。しかしながら、これから中央卸売市場の地方化、中央と地方の区別の見直し、公設卸売市場の将来的不安定化、等が進行する中で、民設民営卸売市場の役割が増大することは明らかである。これを前提とした卸売市場整備基本方針、卸売市場指導方針を考える必要がある。
- (2) 現行制度では、民設民営卸売市場に対する施設整備への補助は、企業に対する支援となるということで消極的だったと考えているが、卸売市場全体に公的役割を認める立場に立つならば、存在感を増している民設民営卸売市場への財政支援も、地域活性化のためにも拡大していく必要があると考える。

## 10. 水産卸売市場については、多くの施設を要するので公的支援が重要

- (1) 農業競争力強化プログラムは農産物卸売市場が対象と理解している。水産卸売市場についてはまだ触れられていない。しかしながら、総合卸売市場においては農産物（青果、花き、食肉）卸売市場に対する制度設計が水産物部にも影響することは当然である。
- (2) 公設卸売市場における中央と地方の同居というのは現在でもいくつかの例があるが、公設と民設の同居は例がない。しかし土地区分を分けるなど不可能ではない。
- (3) 常識的に考えると、第三者販売・商物分離・直荷引きの自由化、受託拒否禁止原則とすみやかな代金決済が新卸売市場制度の骨格、という方針も、水産物卸売市場にも適用されると考えられる。その意味で農業競争力強化プログラムは水産卸売市場にも影響が及ぶ。
- (4) 水産卸売市場においては、農業競争力強化プログラムがどう影響するか、というよりも、農産物卸売市場は基本的には民営化、という論が出てくる方が、影響が大きい。なぜなら、青果・花きの卸売市場においては、有力民設民営卸売市場はある程度の数があるが、水産卸売市場においては非常に少ないからである。水産卸売市場において有力民設民営卸売市場が少ない理由は、卸売市場設備に要する経費が青果や花きに比べて多額を要し、卸売会社の資本力では実現しがたいということである。
- (5) しかも、わが国における水産振興において卸売市場が果たす役割は大きく、魚食民族として水産流通の円滑化は国家としても重要課題である。行政による支援は欠かせない。青果や花きは小回りが利くので民設民営卸売市場でもやっていけるが、水産卸売市場は大都市か産地に集約傾向があり、規模が巨大化するので行政の支援が重要である。特に総合卸売市場においては、青果、水産の両立というのは大きなテーマで、検討が必要である。

## 11. 新体制のもとでの卸売市場の公的役割の確保について定義を明確にしておく必要がある

- (1) 現行卸売市場法では、第1条（目的）において、「この法律は、卸売市場の整備を計画的

---

---

に促進するための措置、卸売市場の開設及び卸売市場における卸売その他の取引に関する規則等について定めて、卸売市場の整備を促進し、及びその適正かつ健全な運営を確保することにより、生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図り、もって国民生活の安定に資することを目的とする。」となっている。

- (2) 上記のように、これからの卸売市場は、公設卸売市場中心主義は成立せず、民営化に大きく舵を切らざるを得ない。いまの民設民営卸売市場について、施設整備の国の補助金はほとんど出ていない現状を考えると、「卸売市場の整備を計画的に促進するための措置」、を最初に掲げているのは違和感がある。
- (3) 民設民営卸売市場を含めて整備の促進とするのか、卸売市場数は減らして再編するのに主眼を置くのか、将来の卸売市場整備についての国の考え方を明確にするべきである。10・6提言の趣旨を踏まえれば、卸売市場を今後、積極的に整備促進するという方向には行かないのではないだろうか。
- (4) 公設卸売市場だけでなく、民設民営卸売市場にも通用する公的役割の明示が求められる。「2段階制」に基づく取引以外は、第三者販売・商物分離・直荷引きの自由化に基づくものになり、そのなかに公的役割というのは、なかなか見だし難いのではないか。

## II 卸売市場の施設整備に関する新制度について

⇒長期的視野に立って、公設卸売市場と民設民営卸売市場に対してどのような卸売市場施設の整備について国・自治体が関与すべきか、の基本的考え方の明示

1. 公設卸売市場については現行法では卸売市場整備基本方針の制度があり、それに則って施設整備が実施されている。民設民営卸売市場については、企業に対する公金補助は避けるということから、基本的には実施されないか、あっても少額である。しかし、将来、卸売市場の民営化を見通すと、補助金のあり方も変えざるを得ない。
2. 企業に対する公金補助は適切でないというこれまでの国の考え方は理解するが、それはこれまで中央卸売市場を中心とした公設卸売市場の展開を国是としてきたという背景もあると考える。大きな方向として卸売市場の民設民営制を見通す必要があるとするならば、卸売市場が果たす公的役割の部分については、行政補助があってしかるべきと考える。
3. 物流問題が深刻化しており、卸売市場をベースとした物流円滑化について、公設、民設を問わず、国が指導支援していくことが望まれる。例えば、共同荷受け機能による、広域のかつ経済合理的な集荷システムの構築(後述の広域連携・連合の考え方にもつながる)。
4. 公設卸売市場制度が動揺している今日、施設整備への補助制度のあり方は根本から見直す必要がある。その意味で、卸売市場法で進められてきた、5年ごとの卸売市場整備基本方針と卸売市場整備計画の策定という方式、その検討方式も根本から考え直す必要がある。
5. これまでの各公設卸売市場の整備計画において、国による厳しい査定というのではないに等しかったのではないか。計画自体が過大かつ放漫な面があり、施設の肥大化を招いている。それが地方財政を圧迫し、国の補助金の過大を招いている。民設民営卸売市場が同じ

- 
- 
- 取扱規模を、よりコンパクトな敷地・施設で実現していることを考慮する必要がある。
6. 新施設は、50年間は使用するべきものである。今後50年間に、わが国においては人口減少の深刻な進行が予想されており、それは経済規模全体の縮小を意味する。いまの時点での適切規模は、将来は過大規模となることは明らかなので、これをどう施設整備の基準、施設整備への補助金に織り込むかを明示できればさらによい。
  7. 生産者に役に立つ施設しか補助金を認めない方針という情報がある。どこまでが補助金の対象であるべきか、について、開設自治体も甘い考えではなく、卸売市場の機能は市場企業の活動に支えられているという公共性と、企業活動は利益を生むために行っているという私企業という面があり、国や地方自治体財政の逼迫を考えると、厳しい査定をする必要がある。その意味で、農漁業に資する部分についての補助というのも一理ある。その上で、卸売市場が持つ公共財（利益追求ではできない部分）についての補助という視点も入れていただけると、より豊富な公共財としての卸売市場がイメージでき、国民の期待に応えることができると提案する。
  8. 公共財という視点からいうと、卸売市場は卸売行為をすることで、一般者の立ち入り、小売、賑わい創出のためのイベントなどの諸企画などの多機能化は、卸売市場のイメージアップに貢献する。これについては否定的でなく、支援していく方向を、制度としても採り入れることが望ましいと考える。もとより一律ではなく、そのような卸売市場も認めるという意味である。⇒例：韓国、台湾の卸売市場
  9. いま、卸売市場についていろいろな問題が噴出している。卸売市場機能だけでなく、一般国民の目から見た問題提起についても、必要と認めるものは方針に入れ込むことで、混乱を回避し、卸売市場に対する国民の信頼も深まると考える。
  10. 国の補助対象となる卸売市場の施設の考え方を明示することが必要である。そのため、現在、検討・準備中の卸売市場整備計画については、新制度に基づいて実施するため、現行法体制の元での認可は停止することが必要である。卸売市場政策の考え方が抜本的に変わるので、現行卸売市場法に基づく第10次方針に基づく施設整備申請手続きの中止と第11次卸売市場整備基本方針作成の中止を実施する。

以上、卸売市場政策研究所としての現段階のまとめである。ご意見がある方は、編集部までお願いします。

## 寝ながら学ぶ EDI

こんにちは。事務局の田中でございます。今回もまたざっくばらんな内容となりますので、どうかお気軽に読み飛ばしてください。

さて、現在、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会の会長を務める森喜朗元首相が「イット革命」と読んだ（真偽の程は定かではありませんが）といわれる IT 革命は、Windows95が発売されたあたりから火が付いたのではないのでしょうか。当時は Windows が全盛で、Microsoft (MS) 社が我が世の春を謳歌していましたが（同社は今も健在ですが）、今は四天王 (Gang of Four) と呼ばれる AGFA (Apple, Google (Alphabet), Facebook, Amazon) が台頭して、IT 業界をグイグイと牽引しています（ここに MS を加えると、株式時価総額の世界ランキング上位5社が出揃うわけですが、その合計はなんと300兆円を超えています!）。

技術革新の速さからドッグイヤーという言葉も飛び交う IT 業界ですが、当時と比較すると、確かにインターネット環境が当たり前となり、通信速度も比較にならないくらい高速になるとともに安価に利用できるようにもなりました。また、スマートフォンが個人に普及して、SNS で誰もが気軽にリッチコンテンツ（文字情報だけではなく、写真や動画を含めて）をやりとりできるようになり、ユーチューバー（YouTube の動画再生によって得られる広告収入を主な収入源として生活する人）なる人たちも出現して、次々と新しいビジネスが生まれています。さらにビッグデータや AI、VR・AR、IoT といった言葉ももはやバズワードではなくなり、IT 技術の進歩は留まることを知りません。

IoT といえば、2025年までに、コンビニエンスストア (CVS) 大手5社（セブン-イレブン、ファミリーマート、ローソン、ミニストップ、ニューデイズ）の全ての取扱商品（推計1000億個/年）に電子タグを利用するというニュースがありました。今年4月に経済産業省が公表したのですがご存知だったでしょうか。その背景を「小売業は、少子化の影響を受け、人手不足と労務コストの上昇に直面しています。また、大量生産、多頻度配送を通じて高度に効率化されたロジスティクスが実現されている一方、サプライチェーン全体としては食品ロスや返品といった様々な課題が生じています。こうした課題は、現場スタッフの方々の負担増や運営コストの増大を招くことにもつながり、小売業各社において様々な対応策が講じられているところ」と経産省は述べています。

電子タグで私が思い出したのは、生鮮食品の検品や分荷、在庫管理等の物流管理業務に電子タグを利用した実証実験です。10年以上も前の話ですが、TRON で有名な東京大学の坂村教授にもご協力いただき、農林水産省の補助事業で実施した実験でした。坂村先生は IoT という言葉など全くなかった当時から、万物悉皆すべてのモノに電子タグを付けることにより便利で効率的な社会を実現させたいという構想をお持ちになり、そのために ucode（個々のモノや

---

---

場所を識別するために割り振られる ID 番号の体系) や ucode を管理するユビキタス ID センターを準備していました (今から思うとその先進的な考えには驚きです)。ただし、真冬の東京大田市場で行った実験の結果は、それほど芳しいものではなかったと記憶しています (それでも、ご多忙中にもかかわらず実験にご協力いただいた多くの関係者の皆様には、今でも大変感謝しております! )。

電子タグには「リーダーから離れていても読み取れる」「多くのタグが一括で読み取れる」「情報を書き換えられる」といったメリットがある一方、水分や金属に弱い (読み取り精度が落ちる) といったデメリットが当時はあって、限りなく 100% に近い読取精度がないと数量検品には使えないので、生鮮食品の物流管理には向きませんでした。それでは他の商材なら使えたのかといえば、そうとも限りません。やはり最大のネックは電子タグのコストです。

当時も経産省が「響 (ひびき) プロジェクト」と称して、月産 1 億個で販売価格 5 円の電子タグの実現を目指していたのですが、現在の価格帯もまだ 10 円台に留まっているようです。そこで、今回の CVS による取組には、以下のような留保条件 (傍点筆者) が付いています。

- ・ 特殊な条件 (レンジ温め、金属容器、冷凍・チルド、極細等) がない商品に貼付する「普及型」の電子タグの単価 (IC チップ+アンテナ+シール化等のタグの加工に関する費用) が 1 円以下になっていること。
- ・ ソースタギング (メーカーが商品に電子タグを付けること) が実現し、商品のほぼ全てを電子タグで管理できる環境が整備されていること。

これって相当高いハードルかと思いますが、果たしてうまくいくのでしょうか。この試みが成功するためには、電子タグが社会インフラとしてユビキタスに (遍く) 行き渡るよう、初期の数期間は国が無料で電子タグをバラ撒くくらいの思い切った政策を打たないと難しいと個人的には考えますが、「来年を目処に、特定の地域で取扱商品に電子タグを貼付け、商品の個品管理を実現するための実験を開始する」という話なので、今後の動きに注目したいと思います。

このように IT 技術の進歩が日常化すると、IT 革命という言葉もやや陳腐に感じられますが、ここに新たな IT 革命といってもよいのではないかと思われる「ブロックチェーン」が登場しました。

ブロックチェーンは 2 者間の取引を効率的かつ検証可能な方法で記録することが可能で、以前本稿でも取り上げたビットコインの中核技術にもなっています。その仕組みの厳密な説明は私の手に余るのですが、私の大雑把な理解では次のようになります。

まず、ブロックチェーンの利用者は取引情報に暗号署名してからネットワークに発信します。その取引情報は同時に複数の分散 DB (データベース) に送られます。各 DB は受け取った取引情報を書き込みますが、その際、DB 間で同じ情報が記録されて整合性が保たれるように、特定の合意形成メカニズムが働きます。ただし、合意形成 (マイニングとも呼ばれます) の際、大量のトランザクション (個別取引) を DB に直接書き込むと、同じ数だけ合意形成作業も発生してシステムに大きな負荷が掛かってしまうので、一定数のトランザクションをまとめてブロック化し、そのブロック単位で合意形成を行ったうえで DB に書き込む仕組みになっていま



---

---

す。

このため、ブロックチェーンは速度面で中央管理型のDBに劣ることになります。特にビットコインのように誰でも合意形成作業に参加できる「オープン型」では、その作業の対価を補償する Proof of Work (POW) という仕組みにより、自律的なシステム運営が可能です。この時、システムティックに新たに生成されたビットコインが POW として付与され（この点が自律的たる由縁です）、この一連のスキームを称してマイニング（金鉱掘り）という比喩が用いられます。

一方、このやり方ではデータの改ざんを企むような悪意のある者を排除する必要があるため、合意形成に一定の時間を要します。そこで、合意形成作業の参加者を限定した「クローズド型」にすれば、かなりの高速化が図れる一方、自律性は多少犠牲になってしまいます。このように、ブロックチェーンは「オープン型」と「クローズド型」は別物として認識する必要があります。

それでは一体、ブロックチェーンのどこが革新的なのでしょう。上述のとおり、ブロックチェーンでは取引ごとに暗号化した署名を用いるため、なりすまし行為が難しくなります。また、取引データは過去のものと同様に連鎖（チェーン）して保存されており、そのデータは外部からも参照できるため、データの改ざんもほぼ不可能になっています。加えて、システムダウンをすることなく安定的に連続した稼働ができるため、可用性も抜群に優れています。

また、低コストという点も見逃せません。セキュアな取引の多くは中央集権的な組織や仕組みが必要で、そのセキュアレベルに比例してシステム運用コストも高くなりがちですが、ブロックチェーンであればそのような組織や仕組みがなくても安全な取引が行えるからです。

さらに特筆すべきは、価値の送信ができる点です。ブロックチェーンでビットコインのような仮想通貨を使えば、相手に価値そのものを仲介者なしに送ることができるのです！それってインターネットで行う送金とどこが違うの？と思われるかもしれませんが、これはあくまで情報の送信であって、直接的には情報を受信した金融機関等が相手にお金（価値）を移管していることとなります。功罪ありますが、これがビットコインの匿名性が高いと言われる理由の1つになっています。

このようなメリットから、金融や流通、契約など多くの分野へブロックチェーンの応用研究が急速に進められておりますので、近い将来、従来のシステムがガラッと変わってしまう可能性も否定できません。そのシステム自体に自律性を内包するブロックチェーンの導入が広がれば、中央銀行ばかりか国家の関与さえ殆どないアナーキーな社会が出現するかもしれないのです（こうなると本当の革命ですが）。

最後の話は少し言い過ぎかもしれませんが、ブロックチェーンの動きには大いに注目していく必要があるかと思えます。

生鮮取引電子化推進協議会 事務局  
田中 成児



# 仲卸様に最適！クラウドで業務を快適に！

受発注クラウドサービス

## らくうけーる

インターネット接続のパソコンがあれば導入可能です！

- ✓ 受発注業務のスピードアップ
- ✓ 受注ミス・トラブルの削減
- ✓ 顧客満足度の向上
- ✓ コスト削減

お問い合わせ

快適社会創造本部 流通システム事業部  
TEL: 045-505-8981 HP: [www.rakuuke.com](http://www.rakuuke.com)



生鮮品流通のインフラを支える  
JFE エンジニアリング 株式会社

システム構築から加工・配送センター整備まで、あらゆるニーズに対応いたします。

## 受発注の標準EDI「流通BMS®」



### EDIの切り替えや導入の際には 流通BMSの採用をご検討ください

- **流通ビジネスメッセージ標準（略称・流通BMS）は流通業界におけるEDI（電子データ交換）の標準仕様です。**
  - ー 大量データを高速で交換できるインターネットを利用。
  - ー どの小売業でも同じデータの形式・内容となるように標準化。

➡ 高度化・効率化の基盤
- **JCA手順からの早めの移行をご検討ください。**
  - ー NTT東西が電話網からIP網への移行を計画。
  - ー 複数税率の導入が予定されている。

➡ 既存EDIでは対応できない可能性が高い

詳しくは、下記協議会webページをご確認ください。

一般財団法人 流通システム開発センター内 **流通システム標準普及推進協議会**（略称：流通BMS協議会）  
TEL(03)-5414-8505 <http://www.dsri.jp/ryutsu-bms/>

・「流通ビジネスメッセージ標準」ならびに「流通BMS」は一般財団法人流通システム開発センターの登録商標です。  
・ロゴマーク「みんなつながる流通BMS」は一般財団法人流通システム開発センターの登録商標です。



# スピードセルフでレジ待ち解消!

speedself



※「スピードセルフ/speedself」は株式会社寺岡精工の登録商標です。

寺岡精工 お客様窓口 ☎ 0120-37-5270  
(土・日・祝日を除く 9:30~17:30)



<http://www.teraokaseiko.com>

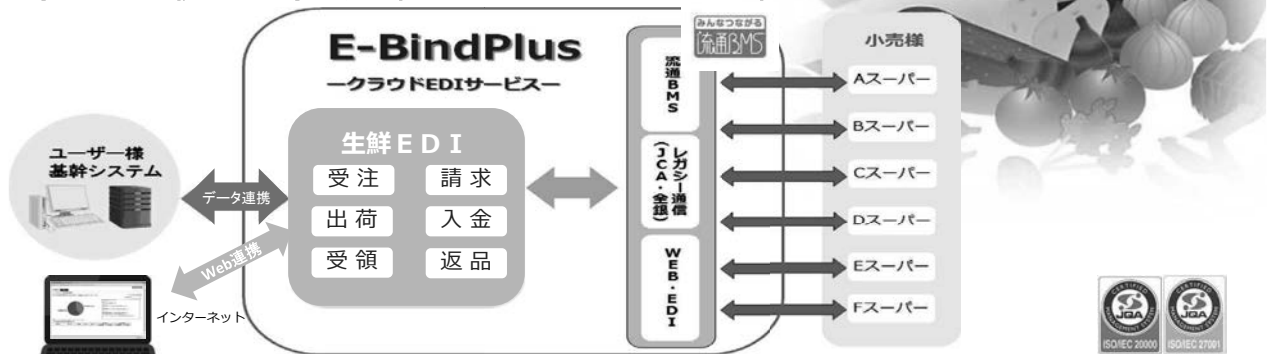
## E-BindPlus — クラウドEDIサービス —

イーバインドプラス



“生鮮食品の受注～入金業務は煩雑で面倒”という課題を解決します!

- 小売様とのEDI取引を簡単かつ早期に実現
- 小売様の様々な通信手順(流通BMS・JCA手順・WEB-EDI)に対応
- 複数の小売様に対して統一したWeb画面で作業が可能 (Webタイプをご利用の場合)
- サーバ購入、システム構築といった初期投資が不要 (Webタイプをご利用の場合)
- 充実した作業帳表、統一伝票、小売様指定帳票に対応 (Webタイプをご利用の場合)
- 導入時の手続きから導入後の問い合わせまで万全なサポート体制



お気軽にお問い合わせください!

お待ちしています

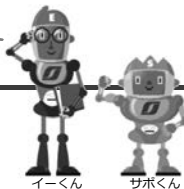
イーバインドプラスなら安心して取引ができます!  
\* ISO20000 : ITサービスマネジメントシステム国際認証規格取得  
\* ISO27001 : 情報セキュリティマネジメントシステム国際認証規格取得

商品・サービスについてのお問い合わせは

イーサポートリンク(株) 営業部  
TEL : 03-5979-0699

受付時間 平日(月曜日~金曜日) 9:00~17:45

ホームページ <http://www.e-supportlink.com>



生産者から生活者まで、想いを届ける  
皆さまのベストパートナーを目指して!



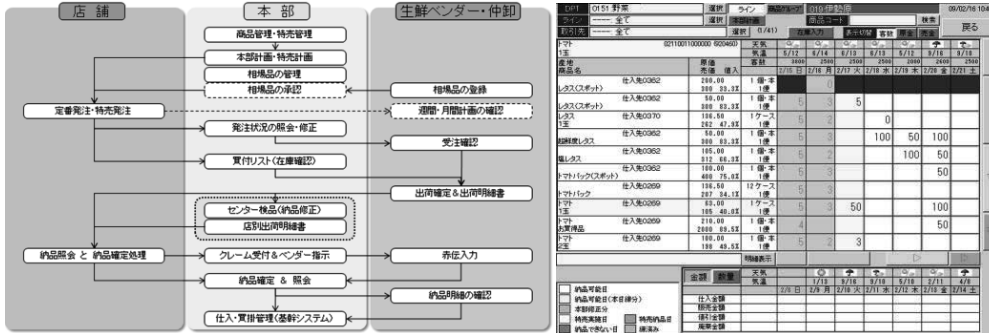
サービス紹介動画 <https://www.youtube.com/watch?v=NIQJJP7vQSE>

# 株式会社サイバーリンクス

サイバーリンクスは、基幹業務から分析まで、流通小売業の業務フローに必要なシステムをクラウドでご提案し、最適な流通 SCM (Supply Chain Management) をサポートします。

## <@rms(アームズ) 生鮮 EDI>

今回ご紹介させて頂く当社の生鮮 EDI は、生鮮標準コードを活用し生鮮部門の EDI 化を実現します。発注業務だけではなく、日々の利益管理が出来るシステムです。中小から大手小売業様まで抱えている問題点を生鮮業務に特化したサイバーリンクスのクラウドサービスが解決します。



導入実績 **48** 社

(2017年年度見込み)

取引先 **2,000** 接続以上

## 編集後記

- ▶ 6月1日に開催した第1回理事会及び通常総会において、全ての議案について無事ご承認いただきました。この場を借りて会員の皆様のご協力に改めて御礼申し上げます。また、通常総会終了後に「食品表示制度の現状と今後について」というテーマで、消費者庁審議官の吉井巧氏にご講演いただきました。お話をお聞きして、複雑な食品表示制度に正確に対応していくためには、やはり ICT の力が必要だと実感しました。
- ▶ 細川先生の連載「わが国卸売市場と EDI の役割」は今回でひとまず終了となります。本連載では、細川先生のご専門の卸売市場について具体的な政策をお示しいただき、今回も規制改革推進会議の提言を受けて、新制度案について踏み込んだ考察が展開されております。特に市場関係者の方には是非ご一読いただき、ご意見をお寄せいただければと思います。
- ▶ 巻末コラムで、話題のブロックチェーンを取り上げました。ブロックチェーン技術を使えば、安全なシステム運用が低コストで実現できるため、今後、様々なシステムに組み込まれていく可能性があります。当然 EDI システムも例外ではありませんので、要チェックかと思えます。
- ▶ 今回の通常総会において鈴木会長が退任され、勇崎新会長が就任されました。鈴木会長におかれては、平成17年から12年間という長期に亘り、当協議会の会長をお務めいただいたことに改めて感謝申し上げますとともに、来年設立20周年を迎える当協議会といたしましては、勇崎新会長と共に新たな体制で積極的に活動して参る所存でおりますので、引き続きよろしく願いいたします。

(トンボ)

## 生鮮取引電子化推進協議会会報

第76号 平成29年6月発行

発行所 生鮮取引電子化推進協議会

〒101-0032 東京都千代田区岩本町  
3丁目4番5号 第1東ビル6F

(公財)食品流通構造改善促進機構内

TEL：03-5809-2867

FAX：03-5809-2183

発行責任者 事務局長 織田哲雄

印刷所 株式会社 キタジマ